

●○○●○○●○○●○○●○○●

東証メールマガジン

CLUB CABU News No.2712

2011.4.13

<http://www.tse.or.jp/>

○○●○○●○○●○○●○○●○○

=====

【本日の目次】

1.市場トピックス

◆上場廃止のお知らせ

2.市況情報

◆本日の株価指標等

◆ランキング情報

◆前・後場概況

3.スタンダード&プアーズ通信

4.証券取引等監視委員会からの寄稿

=====

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の4.を抜粋しております。

=====

4.証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿No33

証券検査について(その7)

証券取引等監視委員会事務局総務課長 寺田達史

前回からは、2月8日に公表した、「投資助言・代理業者に対する検査結果について」を採り上げ、前回は発表の概要とともに、監視委員会からの制度改正の建議の内容をご紹介したところである。

今回以降、検査結果に基づく具体的問題事例を紹介し、業者の方々における自律的改善を求めるとともに、投資者の皆様への問題点の予兆や業者の説明等に不信感を持たれた場合に係る注意喚起を行うことしたい。

前回も申し上げたが、監視委員会及び財務局等証券取引等監視官部門は、投資助言・代理業を行う金融商品取引業者に対する過去の検査において、その役職員の法令遵守意識の欠如等を原因とする重大な法令違反が多数認められたことを踏まえ、平成21年3月以降、投資助言・代理業者の法令遵守状況に重点を置いた検査を集中的に実施してきたところであり、検査先は74に及んでいる(平成23年1月末現在)。

こうした検査の結果、多数の法令違反事例や不適切事例が発覚しており、74先のうち、11先について行政処分を求める勧告が行われ、これら11先を含む47先に法令違反等の問題点を通知している。

その主な問題点は、

1. 投資助言・代理業を逸脱する行為等
 - (1)投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況(4先)
 - (2)無登録業者に対する名義貸し等(4先)
2. 投資助言・代理業上の不適切な行為
 - (1)顧客に対する情報提供が不適切な状況(著しく事実と相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等)(33先)
 - (2)基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況(法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等)(16先)

といったものであり、重大な問題業者に対しては、登録取消し処分も行われている。

今回は、このうち、1.投資助言・代理業を逸脱する行為等のうち、「(1)投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況」の具体的内容をご紹介したい。

金融商品取引業を行うには、業務の種別に応じた登録を受けなければならない(金融商品取引法第29条及び第29条の2)、投資助言・代理業者が他の種別の業務を行う場合には、変更登録が必要となる(同法第31条第4項)。

しかしながら、検査において、投資助言・代理業者が、第一種金融商品取引業の変更登録を受けることなく未公開株式の勧誘・販売を行っていた事例(2先)、第一種金融商品取引業の変更登録を受けることなく外国投資証券に係る募集の取扱いを行っていた事例(1先)、第二種金融商品取引業の変更登録を受けることなく集団投資スキーム(投資事業組合)への出資勧誘を行っていた事例(1先)が認められた。

具体的な検査事例のうち主なものも「投資助言・代理業者に対する検査結果について」に掲載されているので、ご覧いただきたいが、この類型で言えば、(株)アイエスオーの代表取締役社長及び統括部長は、当社が預かっていた未公開株の売却代金を当社の運転資金に充当することを目的として、当社使用人に対して、当該株券の売却ができそうな顧客を探し出すよう指示し、使用人をして株券を売却させていた。また、(株)アジア・ブルー(後に登録取消し処分)は、前々回検査において無登録で証券業を行ったなどとして、当局から業務停止命令を受けていたが、停止期間満了後、著しく悪化していた当社の資金繰りを早急に改善させる策として、未公開株式の媒介業務を再開している。また、当社は、当社元社員から売買可能な未公開株式があることを聞きつけ、収益源を確保するため、当該未公開株式を当社が一旦買い付けて、一般投資家に転売することで売買差益を得ていたものである。

このように、こうした行為は、無登録で第一種金融商品取引業等を行っていることとなり、法の業規制を逸脱し、登録制度により投資者保護を図るとの法の趣旨に反するものとして、違反行為の重大性・悪質性にかんがみ4先すべてに行政処分勧告を行ったものである。

投資者の方々に思い出していただきたいのは、前回の連載で申し上げた、投資助言・代理業とは、どういう業であったかである。同業は、あくまで投資顧問を行うこと又は投資顧問若しくは投資一任の契約の代理若しくは媒介を行う

ことである。具体的イメージとしては、有価証券の投資判断に際しての助言を行うことと、投資判断の全部又は一部を委任されて投資者のために運用する契約の締結を代理・媒介することであり、あくまで、「助言」や「委任されて投資運用する契約の代理・媒介」である。したがって、直接に、有価証券や投資ファンドの募集を行う資格はないのである。「この株を買ってはどうか」という業務はできても、この株を売る、ということとはできないのである。

あくまで、有価証券の募集等には、第一種金融商品取引業の登録が必要である。前回も申し述べたが、投資助言・代理業の場合、社名のみでは登録内容のイメージがつかないケースも多い。是非、金融庁ホームページや、当庁や日本証券業協会、日本証券投資顧問業協会への問い合わせにより、お取引をされようとしている業者は、果たして「株を売る」資格があるのかどうか、ご確認のうえ、契約段階に進まれることをお勧めしたい。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・筆者紹介 寺田達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■ 証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■ 証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>